

技 第 4 8 7 号
令和7年 9月10日

島根県建設産業団体連合会長 様

島 根 県
土 木 部 技 術 管 理 課 長
(公 印 省 略)

島根県週休2日工事の要領（農林水産部編）の一部改定について（送付）

標記について、別添のとおり通知しておりますので、お知らせします。

問い合わせ先
土木部技術管理課
農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653



技 第 4 8 7 号
令和 7 年 9 月 1 0 日

農林水産部農村整備課長
農林水産部農地整備課長
隠岐支庁農林局長
隠岐支庁県土整備局長
各農林水産振興センター所長
各県土整備事務所長
県央県土整備事務所大田事業所長

} 様

土 木 部 技 術 管 理 課 長

島根県週休 2 日工事の要領（農林水産部編）の一部改定について（通知）

島根県週休 2 日工事について、下記のとおり改定しますので、関係職員に周知願います。
なお、各市町村及び関係団体へは別途参考送付しています。

記

1. 改定対象

	島根県週休 2 日工事要 領	特記仕様書	実施 フロー	Q & A	休日取得表 休日取得状況表	実施希望 報告様式 (様式 1)	履行証明書 (様式 2)
農林水産部編	○	○	—	○	○	—	○

○：改定あり —：改定なし

2. 改定内容

- ・週単位及び月単位の週休 2 日制度の導入及び補正係数の新設
 - ・通期 4 週 8 休以上の補正係数の廃止
- ※別添「新旧対照表」参照

3. 適用年月日

令和 7 年 1 0 月 1 日以降に起案する工事、道路及び河川維持管理業務等

問い合わせ先
土木部技術管理課
農林設計基準係

電話：0852-22-5942／5653

新旧対照表 島根県週休２日工事要領（農林水産部編）

新

新規格用表 勘定式通帳用 工事受渡（発注者用）

第1条 <略>

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日以上現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。

2 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。

3 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。

4 「非対象期間」とは、次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。

①工期の始期日から工事着手日までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
始期日から着手日までの期間							着手日					
非対象期間							対象期間					

※工期の始期日とは契約上の着手日である。

②工期末の20日前までの期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
							工期末の20日前までの期間					
対象期間		非対象期間										

③年末年始6日、夏季休暇3日の期間

金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
年末年始6日												
対象期間		非対象期間										

④工場製作のみの期間

月	火	～	日	月	～	木	金	土	日	月	火	水
工場製作のみの期間等												
非対象期間							対象期間					

⑤工事全体を一時中止している期間

⑥発注者が週休2日の対象外とする期間

5 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

第3条 <略>

旧

新規格用表 勘定式通帳用 工事受渡（発注者用）

第1条 <略>

(定義)

第2条 「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。

(追記)

2 「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。

(追記)

3 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

第3条 <略>

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新	旧
（発注方式） 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事は除く。 2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して「<u>週休2日工事の実施</u>」に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、「<u>週休2日工事の実施</u>」に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 （1）災害復旧工事 （2）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1）緊急的、時間的制約があるもの 例2）工期に関する特記仕様書「2．当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 （3）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。 <u>「週休2日交替制工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、技術者及び技能労働者が交替しながら1週間に2日以上（以下、交替制週単位の週休2日）の休日を確認する工事のことをいう。</u> <u>「週休2日交替制工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間の全ての月において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8休以上（以下、交替制月単位の週休2日）の休日を確認する工事のことをいう。</u> （削除） 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。 第5条 <略> 第6条 <略> （工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所<u>月単位の週休2日</u>の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 <u>なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。</u> （実施確認） 第8条 受注者は、対象期間終了後、速やかに現場閉所または休日率の実績が確認できる資料（別紙「週休2日工事 休日取得実績書（参考様式）」参照）を提出すること。翌週以降に振替日を設けたうえで現場閉所週単位の週休2日を達成した場合は、備考欄等に振替日を設けた理由を記載すること。また、監督員は、その理由が受注者の責によらないものであるかを確認すること。 <u>なお、書類の作成負担等を考慮し、現場閉所の実績が確認できる資料の根拠資料（現場閉所実績が確認できる工程表、休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）の提出は不</u>	（発注方式） 第4条 「週休2日工事」の発注方式は、発注時点で「週休2日工事」を実施することを発注者が指定した「発注者指定型」を原則とする。ただし、第3項の対象となる工事2 「発注者指定型」 発注者が、発注時から受注者に対して<u>通期の週休2日の確保</u>に取り組むことを指定する発注方式である。 3 「受注者希望型」 受注者が、工事着手前に発注者と協議し、<u>通期の週休2日の確保</u>に取り組むか否かを選択する発注方式である。対象となる工事は、以下のいずれかとする。 （1）災害復旧工事 （2）社会的要請等により早期の工事完成が望まれる工事 例1）緊急的、時間的制約があるもの 例2）工期に関する特記仕様書「2．当初工期の設定において、制限となる事項の有無」において、「制限あり」とした工事 （3）道路及び河川維持管理業務（一括発注方式）等の履行期限があらかじめ決められているもの また、現場閉所を原則とするが、困難と判断した場合、受注者は「週休2日交替制工事」を選択することができる。 （追記） 「週休2日交替制工事」における「<u>通期の週休2日</u>」とは、対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら、週休2日相当（以下、交替制通期4週8休以上）の休日を確認する工事のことをいう。 「技術者及び技能労働者」とは、施工体制台帳に記載した元請業者及び下請業者における、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者をいう。ただし、対象工事に従事する期間が著しく短い者を除く。 第5条 <略> 第6条 <略> （工事費の積算及び設計変更） 第7条 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に別紙1の現場閉所<u>通期4週8休以上</u>の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、<u>現場閉所通期4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u> （追記） （追記）

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新	旧
（履行証明書） 第9条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>月単位の週休2日</u>以上の現場閉所または休日を確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第10条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 <u>（施工期日）</u> <u>この要領は、令和7年10月1日から施行する。</u> （適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。 （削除）	（履行証明書） 第8条 発注者は、第5条に定められた実施方法により週休2日に取り組み、<u>通期4週8</u>休以上の現場閉所または休日を確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、受注者から「週休2日工事履行証明書」（様式2）が提出された場合、記載内容を確認の上、週休2日工事の履行を証明するものとする。 （提出書類の虚偽） 第9条 提出された休日等取得実績表または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。 附則 （施行期日） この要領は、令和5年8月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年2月22日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年4月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和6年10月1日から施行する。 （施行期日） この要領は、令和7年4月1日から施行する。 （追記） （適用） この要領は、施行日以降に起案を行う発注工事等から適用する。 ただし、令和7年4月1日施行分については、施行日以降に入札公告または指名通知から工事等から適用する。

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況

①週単位の週休 2 日

対象期間の全ての週で、現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1

28.5%（2日/7日）以上の場合。

ただし、地元対応、天候や災害等の受注者の責によらない理由により 1 週間に 2 日以上現場閉所ができない場合は、振替日を翌週以降とすることができる。

また、1 週間の定義は月曜日から日曜日までとする。

②月単位の 4 週 8 休

対象期間において、全ての月で現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が 28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、週休 2 日工事において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、月単位 4 週 8 休（28.5%）以上を達成しているものとみなす。

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数

1) 週休 2 日工事

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
① 現場閉所週単位	1.02	1.02	1.03
週休 2 日	(1.02)	(1.05)	(1.06)
② 現場閉所月単位	1.02	1.01	1.02
週休 2 日	(1.02)	(1.04)	(1.05)

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す補正係数を乗じるものとする。

・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

2) 週休 2 日交替制工事

	労務費	現場管理費率
① 交替制週単位	1.02	1.03
週休 2 日		
② 交替制月単位	1.02	1.02
週休 2 日		

・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す(削除)補正係数を乗じるものとする。

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す(削除)の補正係数を乗じるものとする。

旧

別紙 1

(1) 現場の閉所または休日状況

①通期 4 週 8 休以上

現場閉所率または技術者及び技能労働者の休日率※1が 28.5%（8日/28日）以上の場合

(追記)

※1 技術者及び技能労働者の休日率とは、休日日数/従事日数※2の割合の平均値をいう。

※2 従事日数とは、技術者及び技能労働者ごとの従事期間の内、対象期間に含まない期間を除いた日数とする。なお、技術者及び技能労働者ごとの従事期間は、施工体制台帳に記載された工期を基本とするが、従事期間中に該当現場に従事しない期間が連続して1ヶ月以上生じる場合は、その期間を従事期間から除外する。その他疑義が生じた場合は受発注者協議により、従事期間を確認し決定すること。

(2) 補正係数

1) 週休 2 日工事

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
①現場閉所通期	1.02	1.02	1.02	1.03
4 週 8 休以上	(1.02)	(1.02)	(1.02)	(1.05)

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す補正係数を乗じるものとする。

・下段()書きの数値は、土地改良事業等請負工事積算基準（土木工事）を適用する工種（ほ場整備工事、農用地造成工事、舗装工事、道路改良工事、水路トンネル工事、水路工事、排水路工事、河川工事、管水路工事、管更正工事、畑かん施設工事、干拓工事、海岸工事、コンクリート補修工事、ため池工事、その他土木工事（1）、その他土木工事（2）、フィルダム工事、コンクリートダム工事）

2) 週休 2 日交替制工事

	労務費	現場管理費率
①交替制通期	1.02	1.01
4 週 8 休以上		

・市場単価方式による積算にあたっては、別表 1 に示す通期の補正係数を乗じるものとする。

・土木工事標準単価による積算にあたっては別表 2 に示す通期の補正係数を乗じるものとする。

新旧対照表 島根県週休2日工事要領（農林水産部編）

新

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕石		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積み替え吹付工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修理工	横断	1.02	1.02	1.02	1.02
	切込	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園緑地工		1.02	1.02	1.02	1.02
新築地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表裏杭壁工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管取除 及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ埋地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事概算基準第15編（準則）」による。

旧

別表 1

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		過期	月単位	過期	月単位
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.04	1.02	1.04
鉄筋工（ガス圧接工）		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕石		1.01	1.03	1.01	1.03
木材チップ積み替え吹付工		1.01	1.02	1.01	1.02
道路修理工	横断	1.02	1.04	1.02	1.04
	切込	1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
公園緑地工		1.02	1.04	1.02	1.04
新築地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
構造防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
コンクリート表裏杭壁工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管取除 及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

※「木材チップ埋地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事概算基準第15編（準則）」による。

別表 2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日 (土日)	月単位	完全週休2日
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.02	1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接工）		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕石		1.01	1.01	1.01	1.01
木材チップ積み替え吹付工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路修理工	横断	1.02	1.02	1.02	1.02
	切込	1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
公園緑地工		1.02	1.02	1.02	1.02
新築地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表裏杭壁工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砂基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	取付管取除 及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

※「木材チップ埋地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事概算基準第15編（準則）」による。

別表 2

土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		過期	月単位	過期	月単位
鉄筋工（大径鉄筋含む）		1.02	1.04	1.02	1.04
鉄筋工（ガス圧接工）		1.02	1.03	1.02	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.01	1.00	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.04	1.02	1.04
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.02	1.01	1.02
法面工		1.01	1.02	1.01	1.02
吹付砕石		1.01	1.03	1.01	1.03
木材チップ積み替え吹付工		1.01	1.02	1.01	1.02
道路修理工	横断	1.02	1.04	1.02	1.04
	切込	1.02	1.04	1.02	1.04
橋梁用伸縮継手設置設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手設置設置工		1.02	1.04	1.02	1.04
薄層カラー舗装工		1.00	1.01	1.00	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.01	1.00	1.00
	撤去・移設	1.02	1.03	1.01	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.04	1.02	1.04
公園緑地工		1.02	1.04	1.02	1.04
新築地盤処理工		1.01	1.02	1.01	1.02
構造防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
グルーピング工		1.00	1.01	1.00	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.02	1.03	1.01	1.03
コンクリート表裏杭壁工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
リブ付硬質強化ビニル管設置工		1.01	1.02	1.01	1.02
砂基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砂基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	人力施工	1.02	1.04	1.02	1.04
砕石基礎工	機械施工	1.02	1.04	1.02	1.04
組立マンホール設置工		1.02	1.03	1.01	1.03
小型マンホール工		1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.01	1.00	1.01
取付管およびます設置工	取付管取除 及び支管取付工	1.01	1.02	1.01	1.02

※「木材チップ埋地破砕工」、「大型ブロック工」については、「建設工事概算基準第15編（準則）」による。

新旧対照表 島根県週休2日工事特記仕様書（農林水産部編）

新	旧
本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 <u>（１）「週休2日工事」における「週単位の週休2日」とは、対象期間の全ての週において、曜日を問わず1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所週単位の週休2日）をいう。ただし、受注者の責によらず1週間に2日以上現場閉所ができない場合は、翌週以降に振替日を設けることができる。</u> <u>（２）「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位の週休2日）をいう。</u> <u>（３）「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間のうち非対象期間を除いた期間をいう。</u> <u>（４）「非対象期間」とは次に該当する期間を含む1週間をいう。1週間は月曜日から日曜日までとする。</u> <u>①工期の始期日から工事着手日までの期間</u> <u>②工期末の20日前までの期間</u> <u>③年末年始6日、夏季休暇3日の期間</u> <u>④工場製作のみの期間</u> <u>⑤工事全体を一時中止している期間</u> <u>⑥発注者が週休2日の対象外とする期間</u> <u>（５）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。</u> 2 実施方法 <略> 3 実施報告 （１）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（<u>削除</u>）要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱い及び疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （２）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事（<u>削除</u>）要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。 4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所<u>月単位の週休2日</u>の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。 <u>なお、週単位の週休2日を達成した場合は、精算時に週単位の週休2日の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することが出来なかった場合は、補正なしとして変更するものとする。</u> 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 5 履行証明書 受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、<u>月単位の週休2日</u>以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。	本工事は、島根県週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。 1 定義 （１）「週休2日工事」における「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所通期4週8休以上）をいう。 （追記） （２）「対象期間」とは、工事着手日（現場事務所等の設置、または測量の開始）から工期末の20日前までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。 （追記） （４）「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合は除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。 2 実施方法 <略> （１）週休2日工事 受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。 なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、島根県週休2日工事<u>試行</u>要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。 （２）週休2日交替制工事 受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。 なお、休日取得状況表の提出にあたっては、島根県週休2日工事<u>試行</u>要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。 4 工事費の積算及び設計変更 発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所<u>通期4週8休以上</u>の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとし、現場閉所<u>通期4週8休以上が確保できなかった場合は、補正なしとして設計変更するものとする。</u> 発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、島根県週休2日工事<u>試行</u>要領（農林水産部編）別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。 「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。 5 履行証明書 受注者は（2 実施方法）により週休2日に取り組み、<u>通期4週8休以上</u>の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。